

令和4年4月から特殊手荷物の取扱が改正されます。

キャリーカート、台車等は「特殊手荷物」から「手荷物」に区分され、以下の取扱となります。

(※重さ・大きさにより「貨物」となり、数量により「受託手荷物」の扱いとなります。)

3辺の和(A+B+C)が搭載物品含め、200cmまでかつ重量30kgまでの荷物は一度に持ち運びできるもの

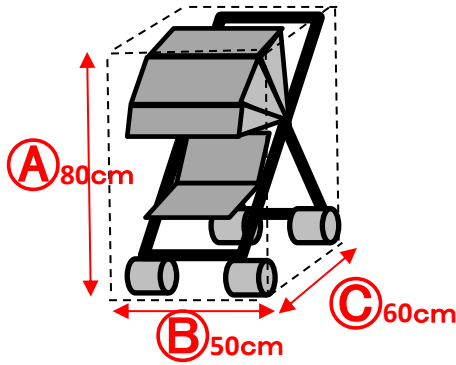
に限り2個まで無料となります。(「手荷物」に区分)

A+B+C=200cmまで、重量30kgまで

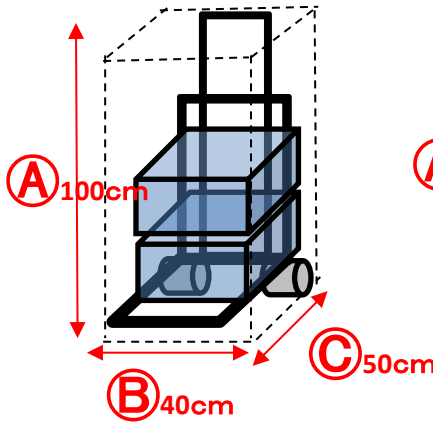
※どちらの要件も満たしていること

【無料の例】

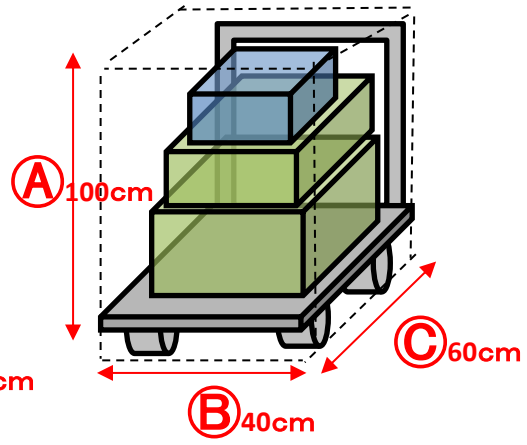
【ベビーカー(ペット用含む)】
 ・80+50+60=190cm
 ・未搭載=5kg



【キャリーカート(釣り具、食料品等)】
 ・100+40+50=190cm
 ・飲料水500ml24本入り(12kg)
 ×2ケース=24kg



【台車(釣り具、工具等)】
 ・100+40+60=200cm
 ・工具、材料等=30kg



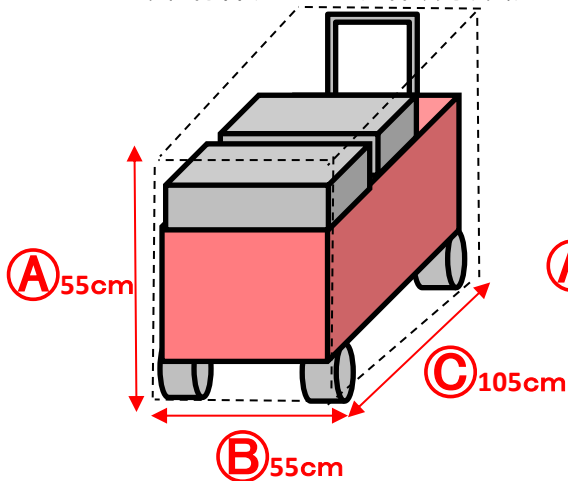
無料(カバン等の手回り品を除き)

A+B+C=201cm以上、重量31kg以上

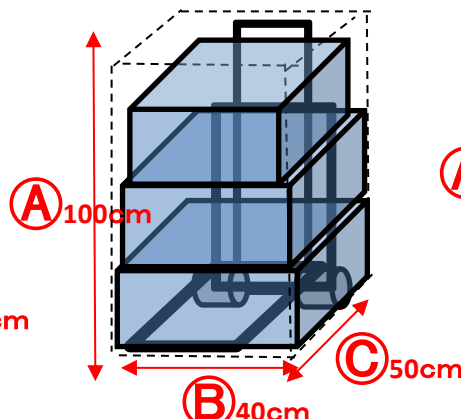
※どちらかが超える場合は貨物料金

【有料の例】※乗船する定期船棧橋までのご自身で運搬をお願いします。

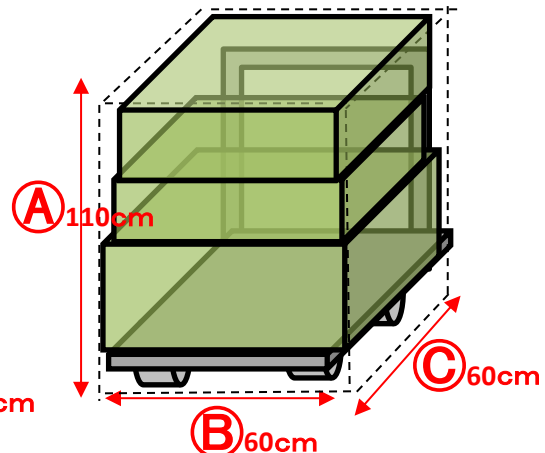
【レジャー用キャリーカート】
 ・55+55+105=215cm
 ・工具・材料(レジャー用品、釣り具)=50kg



【キャリーカート(釣り具、食料品等)】
 ・100+40+50=190cm
 ・飲料水500ml24本入り(12kg)
 ×3ケース=36kg



【台車(釣り具、工具等)】
 ・110+60+60=230cm
 ・工具・材料=25kg



有料(貨物料金)

- 容積区分…3辺の和
- 特殊手荷物
「自転車」、「原動機付自転車(50cc以下)」
- 受託手荷物
・「3辺の和が200cm以下、かつ重量30kg以下」の物品で、乗船区間について市に委託する物品
・本人が乗船される場合は2個までは無料、3個以上は「受託手荷物」として有料
- 改正について

H14.1からキャリーカートを特殊手荷物に追加し、料金を徴収させていただいておりました。しかし、近年においてはキャリーカートや台車等の多種多様化が進み、様々な形状や寸法のもが増加しています。このため、公平かつ公正な料金徴収を図ることを目的に特殊手荷物区分の見直しを行います。